

誓 約 書

私は、農地改良事業を施工するにあたり、下記事項を遵守し、適切に施工する事を、ここに誓約する。

記

- 1 この改良事業は、農地の所有者、或いは耕作者の要望、発意により、農作業能率の向上、又はその農地の生産性の増強のみを目的として施工する。
- 2 この改良事業は、耕作に支障が無い時期（現在、主として作付けしている農作物の耕作に支障を及ぼさない、収穫後から次期作付けまでの間）において施工し、本届出をする日から起算して3か月内にすべての工程を完了させるものとする。また、完了後は速やかに、農業委員会事務局あてに農地改良事業完了届を提出する。
- 3 請負施工による改良事業の場合には、工事期間中は、当初の事業計画のとおり改良事業が施工されているか否かを定期的を確認し、施工方法が届出当初の内容と異なる場合には、請負業者に対して施工方法の改善、又は工事の中止を申し入れる。
- 4 盛土をする場合には、法面については土質、盛土高、当該農地の形状、隣接地との境界付近の状況、気象、及び近傍類地の既往の法面の状況等を総合的に勘案し、土砂の剥離、崩落、流出等に留意する。
- 5 農地改良事業の施工中及び施工後、当該事業に起因して隣接地等の農作物等に被害を及ぼした場合には、当方の、又は施工業者との連帯責任において、速やかに原因の排除及び補償をする。
- 6 農地改良事業の施工中及び施工後、当該事業に起因して農道や用水路、排水路等の土地改良施設の機能を阻害し、或いはそれらを毀損した場合には、当方の、又は施工業者との連帯責任において、速やかに原因の排除及び補修を施す。
- 7 改良事業の施工方法等に関して、農業委員会事務局、土地改良区等からは是正されたい旨指導を受けた場合には、速やかに応じる。
- 8 排水施設を定期的に清掃し、その流水機能に支障を及ぼさないよう尽力する。
- 9 その他、本誓約書に記載の無い事について支障が生じた場合には、当方の責任において誠意をもって速やかに解決するように尽力する。

刈谷市農業委員会会長 様

令和 年 月 日

届出者 住所

氏名

(署名又は記名押印)